

事業者 各位

岡崎市長 中根 康浩

岡崎市指定地域生活支援事業の加算届出書の提出について（通知）

日頃は市の障がい福祉行政に御理解御協力を賜り誠にありがとうございます。

岡崎市指定地域生活支援事業の要綱等の規定により、日中一時支援事業の「低所得者食事提供加算」、「未就学児受入加算」及び「医療的ケア加算」の算定には、加算届の提出が必要です。

つきましては、令和 3 年度に当該加算を算定する事業者におかれましては、下記のとおり加算届を提出してください。

なお、令和 2 年度に当該加算を算定している事業所においても、今回加算届の提出がなければ、令和 3 年度の当該加算の算定は認められませんので、御注意ください。

記

1 必要書類

「岡崎市地域生活支援事業所加算届に必要な書類一覧（別紙 5）」のとおり様式はホームページより取得してください

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1183/1137/p002167.html>

**令和 3 年度より、行政手続における押印義務付け廃止に伴い、申請様式等が一新されます。令和 3 年 4 月 1 日に上記ホームページにて掲載いたしますので、新様式にて御提出ください。**

2 提出期限

令和 3 年 4 月又は 5 月から加算を算定する場合：令和 3 年 4 月 15 日（木）

郵送にて提出する場合は 15 日（木）の消印有効

3 その他

- ・年度途中においても、届出の提出や加算の算定は可能です。毎月、15 日までに提出すると、翌月 1 日から適用されます。

例）5 月 15 日提出 6 月 1 日加算適用

5 月 16 日提出 7 月 1 日加算適用

- ・要綱等はホームページに掲載してあります。加算算定に当たっては、要件等を確認の上、届け出てください。

<http://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1408/p012903.html>

担 当 障がい福祉課施策係  
電 話 0564 - 23 - 6165  
F A X 0564 - 25 - 7650  
E - mail [shogai@city.okazaki.lg.jp](mailto:shogai@city.okazaki.lg.jp)